プレミアム付商品券事業について

● 消費税・地方消費税率の10%への引上げが**低所得者・子育て世帯(0~2歳児)の消費に与える影響を緩和**するとともに、**地域における消費を喚起・下支え**することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費(事業費及び事務費)を**国が全額補助**。

1. 購入対象者

- (1) 2019年度住民税非課税者(課税基準日2019.1.1)※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- (2) 学齢3歳未満の子(2016.4.2~2019.9.30(注)までの間に生まれた子)が属する世帯の世帯主

(注)消費税・地方消費税率引上げ日の前日

2. 制度概要

- 購入限度額:①上記1.(1)の該当者:券面額 2.5万円(販売額 2万円)
 - ②上記1.(2)の該当者:券面額 2.5万円(販売額 2万円)×3歳未満の子の数
 - ※低所得者に配慮した分割販売を実施(5千円単位)
- 割引率: 20% (プレミアム補助額:5千円)
- 使用可能期間:2019.10~2020.3までの間で市区町村の定める期間(市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請)
- 取扱事業者:市区町村内の店舗を幅広く対象として公募(ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。)等

<適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項>

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること(例:5百円)。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。 等

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など**自治体が最も適切と考える** 実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し。

3. 予算

● **31年度予算: 1,723億円** ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上